

『第2回 読む、地域医療懇話会』

介護保険で
できること!!

その福祉用具ちょっと待った!! 福祉用具の購入とレンタル

国保和良診療所居宅介護支援事業所 ケアマネジャーの後藤 明親(ごとう あきちか)です。「読む、地域医療懇話会」第2回目は介護保険のお話です。介護保険制度では介護保険指定業者が取り扱う指定された福祉用具を購入したり、レンタルをしたりすることができます。「病院からの退院が決まったからホームセンターでポータブルトイレを買ってきたよ」「ベッドが欲しかったから折り畳み式の簡易ベッドを購入したよ」ちょっと待ってください、それ介護保険制度で対応できることもありますよ。ちょっと話を聞いてください。

◆今度おじいちゃんが退院するからポータブルトイレが必要だわあ～、ホームセンターに売っていたから買ってこないと…あと散歩のとき使える押し車も必要ね～それもホームセンターにあったわよね!!

◆ちょっと待ってください。介護保険を利用して福祉用具が必要と認められれば、利用者の負担割合(1割～3割)で購入できますよ。それに借りることもできます。介護用ベッドや車いすなど、高額な商品はレンタルができますよ。

◆ええっ!! そうなの、介護保険って老健に通ったり、ヘルパーさんに来てもらうだけじゃないの?

◆利用者さんのお身体の状態に合わせて、福祉用具が必要と認められた場合は利用できますよ。

◆それならお願いしたいわ、ホームセンターでポータブルトイレを見つけたから、それを購入したいわ。

◆福祉用具の購入は専門の相談員のいる指定されたお店じゃないと対象になりません。ホームセンターやインターネットでの購入は、介護保険の対象になりませんよ。

◆私は玄関に手すりが欲しいな、上がり框が高くてよう上がらん、土間が広くて手すりをどう付けたいか…でも介護保険は申請していないし…

◆玄関が上げられなかったり、転倒を繰り返したり、トイレまでの移動が難しかったり、日常生活に不自由さを感じるようであればご相談ください。介護保険の申請が必要かもしれませんね。福祉用具の利用で安心して在宅生活を送ることができますから!!

◆福祉用具にはレンタル品と購入品の2種類あります。



◆レンタル品にはベッドや車いす、歩行器、手すりなどがあります。レンタル品の良い点は、お体の状態に合わせて福祉用具を選定し、状態が変わったときには交換ができる点、誤って壊してしまった時も交換してくれます。重いベッドの搬入も撤去も事業者が行います。



◆ポータブルトイレやお風呂で使うイス、浴槽に沈めて浴槽の高さを調整する台など、直接肌に触れるものは福祉用具の購入品になります。介護保険で対象になる商品なのかな? ちょっと試しにお風呂のイスを使ってみたいな…など、何でも相談ください。

福祉用具を利用することで、今まで苦勞していたことが、安心して安全にできるようになるかもしれません。福祉用具の購入やレンタルは在宅生活の自立を支援するサービスです。自宅に訪問してアドバイスもいたします。和良診療所のケアマネジャーにお気軽にご相談ください。電話 77-2023